



# 宮 崎 県 公 報

平成26年4月7日(月曜日) 第 2579 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁		頁
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 1		○都市計画の変更(8件)…………… (都市計画課) 15	
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭課) 2		○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… ( “ ) 16	
○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (営農支援課) 4		○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 18	
○宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 4		○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更について…………… ( “ ) 19	
○宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 6		○指定登録機関の名称の変更について…………… ( “ ) 19	
<b>告 示</b>		○指定事務所登録機関の名称の変更について…………… ( “ ) 19	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (総務課) 8		<b>公 告</b>	
○公営企業型地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準…………… (市町村課) 8		○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中岡・地域課) 20	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 9		○肥料の登録…………… (営農支援課) 20	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 ( “ ) 9		○肥料の登録の有効期間の更新…………… ( “ ) 20	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 10		○肥料の登録の失効…………… ( “ ) 22	
○登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更…………… (長寿介護課) 10		○土地改良区連合の管理規程の設定の認可…………… (農村整備課) 22	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 10		○収去飼料等の試験結果の概要…………… (畜産振興課) 22	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定(2件)…………… ( “ ) 10		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 23	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(2件)…………… ( “ ) 11		○基本測量終了の通知…………… ( “ ) 24	
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 11		○公共測量の実施の通知…………… ( “ ) 24	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 11		○公共測量終了の通知…………… ( “ ) 24	
○保安林の指定解除の予定の通知…………… ( “ ) 12		<b>監査委員公告</b>	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について…………… ( “ ) 12		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 24	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (産業振興課) 12		○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 27	
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 12		<b>選挙管理委員会告示</b>	
○道路の区域の変更(4件)…………… (道路保全課) 13		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 28	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 14		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 29	
○土砂災害警戒区域の指定…………… ( “ ) 14		○不在者投票のできる施設の指定…………… 29	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 15		○不在者投票のできる施設の指定変更…………… 29	
		<b>収用委員会告示</b>	
		○収用の裁決手続の開始決定…………… 29	
		<b>海区漁業調整委員会指示</b>	
		○漁業法に基づく指示…………… 30	
		<b>正 誤</b>	
		○平成26年3月24日付け県公報(第2575号)中…………… 30	

## 規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成 5 年宮崎県規則第29号の 2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 4 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 [略]</p> </div> <p>6 冠動脈造影所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第 4 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>人工ペースメーカーの適応度（クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ）</u></p> <p>7 <u>身体活動能力（運動強度）（      メッツ）</u></p> <p>8 <u>冠動脈造影所見（      年 月 日）</u></p> <p>9 <u>心エコーその他の検査所見（      年 月 日）</u></p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第 175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 6 号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</u></p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第 175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 6 号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 6 項</u></p>

、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) [略]

3 [略]

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1)・(2) [略]

(2) [略]

(3) 次に掲げる在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第21条の5の3第1項の障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第5項、第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項に規定するサービスに限る。))又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。)

のいる世帯

ア～エ [略]

(4) [略]

5～7 [略]

、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

3 [略]

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第5項、第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項に規定するサービスに限る。))又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯

ア～エ [略]

(4) [略]

5～7 [略]

別表第2(第3条関係)

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税の額(所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保

別表第2(第3条関係)

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税の額(所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中

護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3 [略]

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3 [略]

4 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると知事が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和49年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（肥料の生産数量等の報告）</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 1 項第 4 号若しくは同条第 2 項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料（以下「普通肥料」という。）の生産業者は、毎年 2 月末日までに、その前年中に生産した普通肥料並びに普通肥料の生産に使用した原料及び材料について、普通肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（表示命令）</p> <p>第 5 条 [略]</p>	<p>（肥料の生産数量等の報告）</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは同条第 2 項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料（以下「普通肥料」という。）の生産業者は、毎年 2 月末日までに、その前年中に生産した普通肥料並びに普通肥料の生産に使用した原料及び材料について、普通肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（表示命令）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p><u>2 知事は、前項の普通肥料及び表示事項を定めたときは、その旨を告示するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第27号

## 宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

宮崎県優良宅地認定事務施行規則（昭和49年宮崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ハ</u>、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ハ</u>、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該認定に係る宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（<u>法第31条の2第2項第15号ハ</u>の規定に基づく認定にあっては、同号本文に規定する個人又は法人に、<u>法第62条の3第4項第15号ハ</u>の規定に基づく認定にあっては、同号本文に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項に規定する申請をするまでの間に限り、別記様式第6号による届出書により知事に届け出て、当該認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第14号ハ</u>、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第14号ハ</u>、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該認定に係る宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（<u>法第31条の2第2項第14号ハ</u>の規定に基づく認定にあっては、同号本文に規定する個人又は法人に、<u>法第62条の3第4項第14号ハ</u>の規定に基づく認定にあっては、同号本文に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項に規定する申請をするまでの間に限り、別記様式第6号による届出書により知事に届け出て、当該認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。</p>
別記	別記
様式第1号（第2条関係）	様式第1号（第2条関係）
<p>[略]</p> <p>租税特別措置法 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ並びに第31条} \\ \text{第63条第3項第5号イ並びに第31条の2} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ並びに第31条} \end{array} \right.</math> の規定</p> <p><math>\left. \begin{array}{l} \text{の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ} \\ \text{第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ} \\ \text{の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ} \end{array} \right\}</math> の規定</p> <p>に基づき、優良な宅地（同法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに規定する宅地の造成にあっては住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与するものであることの認定を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>租税特別措置法 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ並びに第31条} \\ \text{第63条第3項第5号イ並びに第31条の2} \\ \text{第68条の69第3項第5号イ並びに第31条} \end{array} \right.</math> の規定</p> <p><math>\left. \begin{array}{l} \text{の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ} \\ \text{第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ} \\ \text{の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ} \end{array} \right\}</math> の規定</p> <p>に基づき、優良な宅地（同法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあっては住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与するものであることの認定を申請します。</p> <p>[略]</p>
備考 1・2 [略]	備考 1・2 [略]
<p>3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。</p> <p>なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに基づくものでない場合には、申請文中「並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ」及び（ ）内を抹消するとともに造成宅地の概要欄中「2」については記載しないこと。</p>	<p>3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。</p> <p>なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合には、申請文中「並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」及び（ ）内を抹消するとともに造成宅地の概要欄中「2」については記載しないこと。</p>
様式第2号（第4条関係）	様式第2号（第4条関係）

[略]

下記の宅地の造成は、租税特別措置法 第28条の4第3項  
第63条第3項第5  
第68条の69第3項  
 第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第  
 号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項  
 第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第  
 4項第15号ハ 第28条の4第3項  
第63条第3項第5  
第68条の69第3項  
 第15号ハ の規定に基づき、優良な宅地（同法第31条の  
 4項第15号ハ）  
 2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハに規定する  
 宅地の造成にあっては住宅建設の用に供する優良な宅地）の  
 供給に寄与するものであることについて認定したことを証す  
 る。

[略]

様式第3号（第6条関係）

[略]

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ並びに第31条  
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2  
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条  
 の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ 第28条の4第3項第5号イ並びに第31条  
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2  
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条  
 第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ の規定  
 の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ  
 に基づき、年 月 日付け認定番号第 号の宅地造成につ  
 き、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

[略]

備考 証明申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以  
外の条項は抹消すること。

なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及  
び第62条の3第4項第15号ハに基づくものでない場合には、  
申請文中「並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3  
第4項第15号ハ」を抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

宮崎県優良住宅認定事務施行規則（昭和49年宮崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に、別記様式第1号による</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に、別記様式第1号による</p>

申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証又はその写し(同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合(法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合を除く。))に限る。)

(6)～(14) [略]

第3条 前条第1項ただし書の規定により法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの認定を受けた者で、住宅の新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の認定を受けようとするものは、別記様式第1号の申請書に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの認定を受けた旨及び認定番号を記載して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

別記

様式第1号(第2条、第3条関係)

[略]	[略]
租税特別措置法 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第16号ニ 第62条の3第4項第16号ニ 第63条第3項第6号 第68条の69第3項第6号 の規定	[略]
に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。	
[略]	
[略]	

備考

1～3 [略]

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。また同法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合は「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1 新築住宅の所在地及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅

申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証又はその写し(同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合(法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合を除く。))に限る。)

(6)～(14) [略]

第3条 前条第1項ただし書の規定により法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定を受けた者で、住宅の新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の認定を受けようとするものは、別記様式第1号の申請書に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定を受けた旨及び認定番号を記載して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

別記

様式第1号(第2条、第3条関係)

[略]	[略]
租税特別措置法 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第68条の69第3項第6号 の規定	[略]
に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。	
[略]	
[略]	

備考

1～3 [略]

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。また同法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合は「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1 新築住宅の所在地及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅

の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載すること。また「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の欄への記載は必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。

7・8 [略]

9 「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については、別紙2の「住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。

[略]

様式第2号（第5条関係）

<p>[略]</p> <p>下記の住宅の新築は、租税特別措置法</p> <p>第6号 第16号ニ 第16号ニ 号 第6号</p> <p>に規定する優良な住宅の供給に寄与するものとし て認定したことを証明します。</p> <p>[略]</p>	<p>第28条の4第3項 第31条の2第2項 第62条の3第4項 第63条第3項第6 第68条の69第3項</p>
--	---

備考

1・2 [略]

3 租税特別措置法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づき、一団の住宅として認定した場合は、当該一団の住宅の床面積を「4 住宅の床面積」の欄に記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第 235号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載すること。また「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の欄への記載は必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。

7・8 [略]

9 「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については、別紙2の「住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。

[略]

様式第2号（第5条関係）

<p>[略]</p> <p>下記の住宅の新築は、租税特別措置法</p> <p>第6号 第15号ニ 第15号ニ 号 第6号</p> <p>に規定する優良な住宅の供給に寄与するものとし て認定したことを証明します。</p> <p>[略]</p>	<p>第28条の4第3項 第31条の2第2項 第62条の3第4項 第63条第3項第6 第68条の69第3項</p>
--	---

備考

1・2 [略]

3 租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づき、一団の住宅として認定した場合は、当該一団の住宅の床面積を「4 住宅の床面積」の欄に記載すること。

### 宮崎県告示第 236号

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号。以下「法」という。）第7条、第8条第2項及び第92条第1項の規定による認可の基準を次のように定める。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 第1 公営企業型地方独立行政法人の設立の認可の基準
- 公営企業型地方独立行政法人の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。
- 1 公営企業型地方独立行政法人の定款が次に定める基準に適合していること。

- (1) 名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。
- (2) 特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。
- (3) 役員については、次に定める基準に適合していること。  
ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。  
イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。
- (4) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。  
ア 公営企業型地方独立行政法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。  
イ 出資が、地方公共団体に限られていること。  
ウ 設立団体（法第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、公営企業型地方独立行政法人の資本金の額の 2 分の 1 以上に相当する資金その他の財産を出資していること。  
エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価格が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。  
オ 移行型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価格は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
- (5) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。
- (6) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。
- (7) 業務の内容が住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めたものとなっていること。
- (8) 業務については、法第 21 条第 3 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
- 2 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものを除く。）の定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。
- 3 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものに限る。第 1 の 4 及び 6 において同じ。）への移行時及び設立団体の長が法第 25 条第 2 項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。
- 4 債務の負担については、次に定める基準に適合していること。
- (1) 設立団体に対し、法第 66 条第 1 項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担していること。
- (2) 設立団体に対して負担する債務の償還の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの期日が、当該設立団体

が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となっていること。

- 5 事業の経費については、法第 85 条第 1 項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てられることが予定されていること。
- 6 公営企業型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額を評価する際に、地方公共団体が評価に関して学識経験を有する者の意見を聴いていること。
- 7 2 以上の事業（法第 21 条第 3 号に規定する事業に限る。）を行う公営企業型地方独立行政法人においては、各事業に直接賦課することが困難な共通経費の配賦基準について、設立団体の規則で定められていること。

#### 第 2 公営企業型地方独立行政法人の定款の変更の認可の基準

公営企業型地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由があると認められること。
- 2 第 1 に定める基準に適合していること。

#### 第 3 公営企業型地方独立行政法人の解散の認可の基準

公営企業型地方独立行政法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由があると認められること。

#### 宮崎県告示第 237 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 26 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
相澤歯科医院	西都市大字下三財 3370-1	平成 26 年 3 月 1 日
医療法人博光会 太田歯科医院 諸 塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家 代 2660	平成 25 年 4 月 1 日

#### 宮崎県告示第 238 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 26 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
楨内科病院	小林市真方 242 番地

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2 届出事項

指定医療機関の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
榎内科病院	榎内視鏡内科病院	平成25年 12月11日

宮崎県告示第 239号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 4 月 7 日

名 称	所 在 地	廃止年月日
相澤歯科医院	西都市大字下三財3370番地 1	平成26年 2 月 1 日
太田歯科医院 諸塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家代2660	平成25年 3 月31日

宮崎県告示第 240号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第 2 項において準用する第48条の 6 第 1 項の規定により、登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
451000056	特別養護老人ホーム幸楽荘（短期入所）	西都市大字茶臼原字轟941番地 1	特別養護老人ホーム幸楽荘花はな館（短期入所）	西都市大字茶臼原字轟941番地 1	平成26年 4 月 1 日

宮崎県告示第 241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510300611	はまゆう園生活介護恒富事業所	延岡市恒富町 3 丁目 8 番 2	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田丑1369番地35	平成26年 4 月 1 日	生活介護
4510300611	はまゆう園生活介護恒富事業所	延岡市恒富町 3 丁目 8 番 2	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田丑1369番地35	平成26年 4 月 1 日	短期入所
4510600481	クリーンサービスひだまり	日向市財光寺長江 420 番地 1	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1	平成26年 4 月 1 日	就労移行支援 就労継続支援 B 型
4510800149	清水台スマイル館	西都市大字清水1173番地	社会福祉法人光陽会	西都市大字清水 793 番地	平成26年 4 月 1 日	生活介護
4512220098	福祉作業所日融工房	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内5191番地 1	株式会社日融	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内5191番地 1	平成26年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
サン調剤薬局蔵原店	都城市	薬局	平成26年 4 月 1 日
セントケア訪問看護ステーション延岡北	延岡市	訪問看護	平成26年 4 月 1 日
小林市立病院	小林市	心臓脈管外科	平成26年 4 月 1 日

## 宮崎県告示第 243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
木城薬局	木城町	薬局	平成26年 4月1日

## 宮崎県告示第 244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
サン調剤薬局蔵原店	都城市	薬局	平成26年

			4月1日
サン薬局 芳土店	宮崎市	薬局	平成26年 4月1日

## 宮崎県告示第 245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
佐藤調剤薬局	宮崎市	薬局	平成26年 4月1日

## 宮崎県告示第 246号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年－ 107	映画	緊縛繚乱 秘儀三人吊り～映画『花と蛇ZERO』より～	東映ビデオ <東映ビデオ>	平成26年 3 月24日
25 － 108	映画	連れ込み妻 夫より・・・激しく、淫靡に。	工藤組 <新日本映像>	
25 － 109	映画	純愛不倫 恍惚のくちづけ	渡辺（元）組 <オービー映画>	
25 － 110	映画	花と蛇 ZERO	東映ビデオ <東映ビデオ>	
25 － 111	映画	紅い発情 魔性の香り	池島組 <オービー映画>	
25 － 112	映画	巨乳未亡人 お願い！許して・・・	荒木組 <オービー映画>	
25 － 113	映画	淫乱体験 カラダが溶けちゃう	渡辺（元）組 <新東宝映画>	
25 － 114	映画	女の穴	ダブ <アイエス・フィールド>	
25 － 115	映画	肉 (原題) WE ARE WHAT WE ARE	トランスフォーマー (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 宮崎県告示第 247号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷神門字田爪28

78・2892（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字田爪2878・2892（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 248号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市高城町有水字測ノ元4472-5（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養
3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 249号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2747号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する延岡市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名 延岡市役所 井本タカ子、工藤多富都、甲斐内匠、甲斐未明、治久丸高造、小野義光、小野久左衛門、小野幸男、須藤徳夫、杉野初明、渡部小一郎、渡部定海、片岡健、片岡房松、矢野健、矢野武平
2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2747号によること。

宮崎県告示第 250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 3 columns: 委託した徴収事務, 委託先, 委託期間. Content includes 宮崎県機械技術センターに係る使用料及び手数料, 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会, 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

宮崎県告示第 251号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称 高千穂町
2 事業の種類 高千穂町総合公園折原多目的広場整備事業
3 起業地
(1) 収用の部分 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野字折原地内
(2) 使用の部分 なし
4 事業の認定をした理由
(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について 高千穂町総合公園折原多目的広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について 本件事業は、高千穂町が、大規模災害発生時に後方支援拠点施設を設置し、また平常時にはソフトボール場等として使用する多目的広場を整備するものである。本件事業の起業者である高千穂町は、平成25年 2 月に県と「大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定書」（以下「協定書」という。）を取り交わし、大規模災害発生時に、県内の被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊、警察、消防、DMA T等の広域支援部隊が迅速に参集する活動の拠点を確保することとしている。加えて、現在「後方支援拠点施設整備構想」（以下「構想」という。）を策定中である。また、第 5 次高千穂町総合長期計画において「豊かな人間性を育むまちづくり」を掲げており、生涯スポーツを振興することとしている。起業者は本件事業の実施にあたり、平成25年度に用地費及び補償費の予算を計上し、平成26年度以降も工事費等の予算が確保される見込みであり、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について
① 事業の施行により得られる公共の利益について 協定書では、大規模災害発生時における後方支援拠点として高千穂町総合公園を選定している。しかし、現在起業者が策定中の構想における施設配置計画案では、当該総合公園のみでは、必要とされる施設のうち、被災者用の仮設住宅及び物資・備蓄品保管施設敷地が確保できない状況にある。本件事業の施行により、後方支援拠点施設敷地を確保し、今後想定される災害に備えていくことができる。

なお、平常時には、ソフトボール場等として練習や試合を行うことにより、町民の健康増進や競技技術の向上のみならず、世代間地域間の交流が深められる。また、大会や合宿等の誘致を行い、長期間滞在することにより、宿泊施設や商店街等、地域の活性化が図られる。

#### ② 事業の施行により失われる利益について

起業地付近では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、起業地内に文化財包蔵地は存在しない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3箇所の候補地について、進入路等の確保の容易性、自然環境等の地形的条件、用地・補償費等の経済的條件、交通の便等の社会的条件を総合的に比較した結果、いずれの条件においても他の候補地より優れていることから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

#### ④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ① 事業を早期に施行する必要性

起業者が策定中の構想では、既存施設のみでは被災者用の仮設住宅、物資・備蓄品保管施設敷地を確保できない状況にあり、早急に整備する必要がある。よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### ② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所 高千穂町役場建設課

#### 宮崎県告示第252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年4月7日から平成26年4月21日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道219号	児湯郡西米良村大字横野字石櫃141番地先から同郡同村同大字字内之畑115番13地先まで	旧	9.8～56.5	2035.0
					9.3～49.7	749.0
				新	9.3～49.7	749.0

#### 宮崎県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年4月7日から平成26年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地1192番43地先から同郡同村同大字字ロクロ1481番10地先まで	旧	10.0～60.2	2771.6
					4.4～59.6	3795.5
				新	10.0～60.2	2771.6

#### 宮崎県告示第254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年4月7日から平成26年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字下山587番1	旧	5.2～25.8	794.7
				新	5.2～	794.7

		地先から同 郡同町同大 字字波尾 4 44番11地先 まで		25.8	
				11.2～ 61.0	651.0

宮崎県告示第 255号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 4 月 7 日から平成26年 4 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市中町 8037番 1 地	旧	6.2 ～ 17.8	210.8
			先から同市 同町25番 4 地先まで	新	15.1～ 34.7	210.8

宮崎県告示第 256号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 小原井地区

(1) 区域の表示

イ 次に掲げる土地の区域（ロに掲げる区域を除く。）

宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小原井	4154- 8
〃 〃 〃 〃 〃	4154-15
〃 〃 〃 〃 〃	4154-16
〃 〃 〃 〃 〃	4154-18
〃 〃 〃 〃 〃	4154-20
〃 〃 〃 〃 〃	4154-21
〃 〃 〃 〃 〃	4154-22
〃 〃 〃 〃 〃	4154-23
〃 〃 〃 〃 〃	4167- 6
〃 〃 〃 〃 〃	4154- 8
〃 〃 〃 〃 〃	4172

ロ 次の(2)に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小原井4182- 1
2	〃 〃 〃 〃 〃 4154-23
3	〃 〃 〃 〃 〃 4154-21

4	〃	〃	〃	〃	4167- 6
5	〃	〃	〃	〃	4165
6	〃	〃	〃	〃	4170
7	〃	〃	〃	〃	4190- 2

宮崎県告示第 257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西 都 市	岩 井 谷	07- 208- 1- 003	土 石 流
	小 野 谷	07- 208- 1- 004	土 石 流
	名 分 谷	07- 208- 1- 005	土 石 流
	小野谷(1)	07- 208- 1- 006	土 石 流
	中 山 (2)	07- 208- 2- 009	土 石 流
	中 山 (3)	07- 208- 2- 010	土 石 流
	中 山 (4)	07- 208- 2- 011	土 石 流
	栗 田 (2)	07- 208- 2- 033	土 石 流
	囲	07- 208- 2- 034	土 石 流
	登 内 (1)	07- 208- 2- 041	土 石 流
	登 内 (2)	07- 208- 2- 042	土 石 流
	浅 藪 谷	07- 208- 2- 043	土 石 流
	小 野	I - 1 -0999	急傾斜地の崩壊
	岩井谷第 2	I - 1 -1000	急傾斜地の崩壊
	岩井谷第 2 -新①	I - 1 -1000-新①	急傾斜地の崩壊
	牧 野	I - 1 -1001	急傾斜地の崩壊
岩井谷第 3	I - 1 -3378	急傾斜地の崩壊	
岩井谷第 3 -新①	I - 1 -3378-新①	急傾斜地の崩壊	

栗田 - 1	Ⅱ - 1 - 5941	急傾斜地の崩壊
銀鏡 - 1	Ⅱ - 1 - 5989	急傾斜地の崩壊
中山 - 1	Ⅱ - 1 - 6011	急傾斜地の崩壊
中山 - 2	Ⅱ - 1 - 6012	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西都市	岩井谷	07-208-1-003	土石流
	小野谷	07-208-1-004	土石流
	小野谷(1)	07-208-1-006	土石流
	中山(2)	07-208-2-009	土石流
	中山(3)	07-208-2-010	土石流
	栗田(2)	07-208-2-033	土石流
	囀	07-208-2-034	土石流
	登内(1)	07-208-2-041	土石流
	登内(2)	07-208-2-042	土石流
	浅藪谷	07-208-2-043	土石流
	小野	I-1-0999	急傾斜地の崩壊
	岩井谷第2	I-1-1000	急傾斜地の崩壊
	岩井谷第2 -新①	I-1-1000-新①	急傾斜地の崩壊
	牧野	I-1-1001	急傾斜地の崩壊
岩井谷第3	I-1-3378	急傾斜地の崩壊	

岩井谷第3 -新①	I-1-3378-新①	急傾斜地の崩壊
栗田 - 1	Ⅱ - 1 - 5941	急傾斜地の崩壊
銀鏡 - 1	Ⅱ - 1 - 5989	急傾斜地の崩壊
中山 - 1	Ⅱ - 1 - 6011	急傾斜地の崩壊
中山 - 2	Ⅱ - 1 - 6012	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称  
高崎都市計画道路 3・4・2号 本町通線
- 都市計画を変更する土地の区域
  - 追加する部分  
なし
  - 削除する部分  
都城市高崎町大字大牟田字新田の一部

#### 宮崎県告示第 260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・4・52号 大王通線
- 都市計画を変更する土地の区域
  - 追加する部分  
都城市八幡町の一部
  - 削除する部分  
都城市八幡町、甲斐元町、下長飯町の各一部

#### 宮崎県告示第 261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県都城土

木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 3・4・57号 福島通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市上長飯町の一部

**宮崎県告示第 262号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 3・4・58号 早鈴岳下通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

都城市鷹尾五丁目、久保原町、蓑原町の各一部

(2) 削除する部分

都城市上長飯町、鷹尾五丁目、久保原町、蓑原町の各一部

**宮崎県告示第 263号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 3・4・62号 甲斐元通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

都城市甲斐元町の一部

(2) 削除する部分

なし

**宮崎県告示第 264号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用

**宮崎県告示第 267号**

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

高崎市計画道路 3・5・4号 下町通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市高崎町大字大牟田字新田、字白岸の各一部

**宮崎県告示第 265号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 3・5・68号 都城関之尾通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市庄内町、関之尾町の各一部

**宮崎県告示第 266号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 3・6・58号 神田諏訪原通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市庄内町の各一部

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					
(1) [略]						(1) [略]					
(2) 一般国道						(2) 一般国道					
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]						[略]					
国道 2 21号	[略]					国道 2 21号	[略]				
	えびの市大字 杉水流字金丸 111番3地先	石氷川(小林 市大字北西方 地内)		[略]			えびの市大字 杉水流字金丸 111番3地先	石氷川(小林 市北西方地内 )		[略]	
	小林市大字堤 字三松3535番 地先	[略]					小林市堤字三 松3535番地先	[略]			
	[略]						[略]				
[略]						[略]					
国道 2 65号	水の手橋(小 林市大字真方 1区地内)	桑原谷川との 交点(小林市 須木大字下田 地内)		[略]		国道 2 65号	水の手橋(小 林市真方1区 地内)	桑原谷川との 交点(小林市 須木下田地内 )		[略]	
	桑原谷川との 交点(小林市 須木大字下田 地内)	中河間橋(小 林市須木大字 中原地内)					桑原谷川との 交点(小林市 須木下田地内 )	中河間橋(小 林市須木中原 地内)			
	[略]						[略]				
国道 2 68号	[略]					国道 2 68号	[略]				
	小林市大字水 流迫字松原 2 17番4地先	[略]					小林市水流迫 字松原 217番 4地先	[略]			
	[略]						[略]				
[略]						[略]					
国道 3 88号	[略]					国道 3 88号	[略]				
	国道 446号と の交点(美郷 町南郷区水清 谷地内)	神門橋(美郷 町南郷区神門 地内)		[略]			国道 446号と の交点(美郷 町南郷水清谷 地内)	神門橋(美郷 町南郷神門地 内)		[略]	
	神門橋(美郷 町南郷区神門 地内)	浜砂橋(美郷 町南郷区神門 地内)					神門橋(美郷 町南郷神門地 内)	浜砂橋(美郷 町南郷神門地 内)			
	浜砂橋(美郷 町南郷区神門 地内)	[略]					浜砂橋(美郷 町南郷神門地 内)	[略]			
	[略]						[略]				
[略]						[略]					
(3) 主要地方道						(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
県道小 林えび の高原	県道生駒高原 北西方線との 交点(小林市	小林市大字南 西方字環野87 75番地先		[略]		県道小 林えび の高原	県道生駒高原 北西方線との 交点(小林市	小林市南西方 字環野8775番 地先		[略]	

牧園線	太字南西方地内)		
[略]			
県道西都南郷線	大規模林業圏開発林道字目・須木線との交点(美郷町南郷区上渡川地内)	林道渡川・尾八重線との交点(美郷町南郷区上渡川地内)	[略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
県道霧島公園小林線	辻の堂橋(小林市太字南西方地内)	霧島屋久国立公園との境界	[略]		
[略]					

(5) その他の道路

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
小林市道麓大王谷線	国道 265号との交点(小林市須木大字下田地内)	小林市須木大字下田 402番地24地先	[略]		
[略]					
大規模林業圏開発林道字目・須木線	国道 327号との交点(諸塚村大字家代地内)	国道 388号との交点(美郷町南郷区神門地内)	[略]		
	国道 388号との交点(美郷町南郷区鬼神野地内)	県道西都南郷線との交点(美郷町南郷区上渡川地内)			
[略]					
林道渡川・尾八重線	県道西都南郷線との交点(美郷町南郷区上渡川地内)	[略]			
[略]					

(6) [略]

9 条例第9条第4号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域とする。

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
国道 21号	小林市大字堤字並松添2977番地47地先	小林市大字堤字尾原3136番地1地先	[略]		
国道 268号	小林市大字堤字並松添2977番地27地先	小林市大字水流迫字松原 217番地 4 地先			

牧園線	南西方地内)		
[略]			
県道西都南郷線	大規模林業圏開発林道字目・須木線との交点(美郷町南郷上渡川地内)	林道渡川・尾八重線との交点(美郷町南郷上渡川地内)	[略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
県道霧島公園小林線	辻の堂橋(小林市南西方地内)	霧島錦江湾国立公園との境界	[略]		
[略]					

(5) その他の道路

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
小林市道麓大王谷線	国道 265号との交点(小林市須木下田地内)	小林市須木下田 402番地24地先	[略]		
[略]					
大規模林業圏開発林道字目・須木線	国道 327号との交点(諸塚村大字家代地内)	国道 388号との交点(美郷町南郷区神門地内)	[略]		
	国道 388号との交点(美郷町南郷区鬼神野地内)	県道西都南郷線との交点(美郷町南郷区上渡川地内)			
[略]					
林道渡川・尾八重線	県道西都南郷線との交点(美郷町南郷区上渡川地内)	[略]			
[略]					

(6) [略]

9 条例第9条第4号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域とする。

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
国道 21号	小林市堤字並松添2977番地47地先	小林市堤字尾原3136番地1地先	[略]		
国道 268号	小林市堤字並松添2977番地27地先	小林市水流迫字松原 217番地 4 地先			

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
県営住宅に係る 住宅使用料及び 駐車場使用料	地銀ネットワークサ ービス株式会社 国分グローサーズチ ェーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストア イースト 株式会社サークルK サンクス 株式会社しんきん情 報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコーマ ート 株式会社セーブオン 株式会社セブソーイ レブン・ジャパン 株式会社山崎製パン 株式会社ファミリー マート 株式会社ポブラ ミニストップ株式会 社 株式会社ローソン	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで

#### 宮崎県告示第 269号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第77条の35の 5 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称  
株式会社建築構造センター
- 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造セ ンター本社	東京都新宿区新宿 2 丁目 1 番 2 号 白鳥 ビル 2 階
株式会社建築構造セ ンター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ 3 階
株式会社建築構造セ ンター福島事務所	福島県郡山市中町11番 5 号 やまのいビ ル1003号室

株式会社建築構造セ ンター埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2 丁目 2 番 3 号 さいたま浦和ビルディング 3 階
株式会社建築構造セ ンター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸 2 丁目 3 番19号 日総第 8 ビル 8 階
株式会社建築構造セ ンター愛知事務所	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目17番13号 名興中駒ビル 9 階
株式会社建築構造セ ンター山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地
株式会社建築構造セ ンター岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下 1 丁目 3 番19号 成広ビル 2 階
株式会社建築構造セ ンター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番 6 号 広島 ちゅうぎんビル 704-2 号室
株式会社建築構造セ ンター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目13番地13 ミ ツネビルディング 601号室
株式会社建築構造セ ンター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央 1 丁目 9 番38号 いちご佐賀ビル 704号室
株式会社建築構造セ ンター長崎事務所	長崎県長崎市万才町 6 番33号 高木ビル 501号
株式会社建築構造セ ンター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町 5 番10号 ミネック ス川原 8 階
株式会社建築構造セ ンター南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町 1 番 3 号 鹿 児島第 2 ビル 3 階 B 室
株式会社建築構造セ ンター沖縄事務所	沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設 ビル 308号室

3 変更しようとする年月日

平成26年 4 月 1 日

#### 宮崎県告示第 270号

建築士法(昭和25年法律第 202号)第10条の20第 3 項において準用する同法第10条の 6 第 2 項の規定により、指定登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称  
社団法人宮崎県建築士会
- 変更後の名称  
一般社団法人宮崎県建築士会
- 変更しようとする年月日  
平成26年 4 月 1 日

#### 宮崎県告示第 271号

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出者の名称  
社団法人宮崎県建築士事務所協会
- 2 変更後の名称  
一般社団法人宮崎県建築士事務所協会
- 3 変更しようとする年月日  
平成26年4月1日

**公 告**

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を平成26年3月26日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課、新富町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 変更の理由  
計画図  
(1) 都市計画法上第一種住居地域に設定されているが、土地の高低差が顕著であり、農業地域として総合的に農業の振興を図ることが望ましいため、農業地域を変更する。  
(2) 都市計画法上工業地域に設定されているが、第2種区域指定後、企業流出が相次ぎ、今後の企業立地も見込めないことから、農業地域として総合的に農業の振興を図ることが望ましいため、農業地域を変更する。
- 2 5地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表

（単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変更面積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	-	-	-	88,747
農業地域	306,343	23	-	23	306,366
森林地域	592,018	-	-	-	592,018
自然公園地 域	95,842	-	-	-	95,842
自然保全地 域	192	-	-	-	192
計	1,083,142	23	-	-	1,083,165
白地地域	6,545	-	-	-	6,545

(2) 変更内容の地域区分別概要

（単位：ヘクタール）

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農 業 地 域	新 富 町	23	-	23

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者		登 録 年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第1012号	魚廃物加工肥料	スーパーマニユア	T N 5.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	島浦町漁業協同組合	宮崎県延岡市島浦町 874番地 1	平成25年8月21日
宮崎県第1013号	蒸製毛粉	プログリーン	T N 13.0		株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	平成25年9月19日
宮崎県第1014号	混合有機質肥料	大地の達人	T N 4.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	株式会社宮崎サンエフ	宮崎県児湯郡川南町大字川南 16092-1	平成25年10月18日
宮崎県第1015号	加工家さんふん肥料	加工家さんふん肥料 2.5-2	T N 2.5 T P 3.0 T K 3.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成25年11月15日

（注） 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N：窒素全量、T P：りん酸全量、T K：カリウム全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第2項の規定により

、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年4月7日

## 宮 崎 県 公 報

平成 26 年 4 月 7 日 (月曜日) 第 2579 号

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 967号	配合肥料	有機入り配合 162-1	TN 1.0 TP 16.0 CP 13.0 TK 12.0 CK 12.0 WK 9.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成16年7月1日 至 平成28年6月30日
宮崎県第 968号	配合肥料	有機入り配合 162-2	TN 1.0 TP 16.0 CP 13.0 TK 12.0 CK 12.0 WK 8.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成16年7月1日 至 平成28年6月30日
宮崎県第 969号	化成肥料	有機入り 685号	TN 6.0 TP 8.0 CP 6.0 TK 5.0 CK 4.5 CMg 1.5	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成16年7月1日 至 平成28年6月30日
宮崎県第 970号	化成肥料	有機入り 753号	TN 7.0 TP 5.0 CP 2.0 TK 3.0 CK 2.3 WK 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成16年9月1日 至 平成28年8月31日
宮崎県第 950号	配合肥料	くみあいジシアン入り有機 266号	TN 12.0 AN 10.0 WK 6.0 SP 6.0 WP 5.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	宮崎県経済農業協同組合連合会	宮崎県宮崎市霧島町1丁目1番地1	自 平成13年9月1日 至 平成28年8月31日
宮崎県第 951号	配合肥料	くみあいジシアン入り有機 845号	TN 8.0 AN 4.0 WK 5.0 TP 4.0 SP 1.5 WP 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	宮崎県経済農業協同組合連合会	宮崎県宮崎市霧島町1丁目1番地1	自 平成13年9月1日 至 平成28年8月31日
宮崎県第 971号	配合肥料	酒粕配合LT肥料	TN 3.5 TP 11.0 CP 8.5	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	有限会社ラテック	宮崎県都市山田町9380番地	自 平成16年9月10日 至 平成28年9月9日
宮崎県第 941号	化成肥料	有機入り 684号	TN 6.0 TP 8.0 CP 5.5 TK 4.0 CK 3.5 CMg 1.2	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成10年11月11日 至 平成28年11月10日
宮崎県第 952号	肉骨粉	チキン肉骨粉	TN 9.0 TP 5.0		南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成13年11月28日 至 平成31年11月27日
宮崎県	副産動物質	パピロ1号	TN 6.0	含有を許される	南国興産株式会社	宮崎県都市高城町有水1941	自 平成17年

第 974号	肥料			有害成分の最大 量は公定規格の とおり			2月17日 至 平成29年 2月16日
宮崎県 第 954号	肉骨粉	チキンミール	T N 9.0 T P 6.0		西日本油脂工業株式会社	宮崎県西都市大字穂北3556番地 6	自 平成14年 1月31日 至 平成32年 1月30日
宮崎県 第 977号	化成肥料	有機入り 3 97	T N 3.0 T P 9.0 C P 6.0 T K 7.0 C K 6.0 W K 3.0 C M g 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941	自 平成17年 3月25日 至 平成29年 3月24日
宮崎県 第 955号	肉骨粉	チキン骨粉	T N 9.0 T P 6.5		株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	自 平成14年 4月1日 至 平成32年 3月31日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、A N : アンモニア性窒素、T P : りん酸全量、C P : く溶性りん酸、S P : 可溶性りん酸、  
W P : 水溶性りん酸、T K : カリウム全量、C K : く溶性カリウム、W K : 水溶性カリウム、C M g : く溶性苦土

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第14条の規定により、次の  
とおり肥料の登録は、失効した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県 第 936号	魚廃物加工 肥料	スーパー マニユア	T N 5.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	島浦町漁業協同組 合	宮崎県延岡市島浦町 874番地 1	平成25年 6 月 15日
宮崎県 第 929号	魚廃物加工 肥料	マリンエー ス	T N 5.0 T P 2.0 T K 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	庵川漁業協同組合	宮崎県東臼杵郡門川町庵川西 6 丁目 188番地	平成25年 6 月 15日
宮崎県 第 949号	蒸製毛粉	プログリー ン	T N 13.0		株式会社都城化製	宮崎県都城市高野町1237番地 89	平成25年 6 月 27日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : カリウム全量

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第84条において準用する同  
法第57条の 2 第 1 項の規定により、尾鈴土地改良区連合 (川南町)  
から平成26年 2 月28日付けて申請のあった管理規程の設定を次の  
とおり認可した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称  
切原ダム管理規程、青鹿ダム管理規程
- 2 認可年月日  
平成26年 3 月24日
- 3 管理規程の概要
  - (1) 切原ダム管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 ダム等の管理の原則
    - 第 3 章 洪水における措置に関する特則

附則

- (2) 青鹿ダム管理規程
  - 第 1 章 総則
  - 第 2 章 ダム等の管理の原則
 附則

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律  
第35号) 第56条第 7 項の規定により、検査した収取飼料等の試験結  
果の概要を次のとおり公表する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去 場所	飼料の 名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要										違反の 内容
				水分 (%)	粗たん 白質 (%)	粗脂 肪 (%)	粗纖 維 (%)	粗灰 分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	T D N (%)	ME (kcal/ kg)	その 他 の 分 析 項 目	
有限会社クリーンアース 宮崎市	同左	食品残さ乾 燥飼料	平成25 年11月	14.9	13.4	10.3	0.3	2.1	0.04	0.12	-	-	-	-
有限会社アグテック 飼料工場 新富町	同左	繁殖用混合 飼料	平成25 年11月	60.2	3.4	1.1	9.4	5.5	0.23	0.12	-	-	-	-
宝酒造株式会社 黒壁蔵 高鍋町	同左	大麦糖化か す	平成26 年1月	62.2	16.5	5.8	2.1	0.3	0.01	0.04	-	-	-	-
宝酒造株式会社 黒壁蔵 高鍋町	同左	濃縮しょう ちゅう副産 液	平成26 年1月	64.4	15.6	0.7	0.1	2.4	0.06	0.38	-	-	-	-
宝酒造株式会社 黒壁蔵 高鍋町	同左	しょうちゅ うかす混合 飼料	平成26 年1月	9.1	22.9	4.6	6.5	4.4	0.09	0.60	-	-	-	-
都城運輸株式会社 都城市	同左	肉用牛肥育 用配合飼料	平成26 年2月	13.1	13.0	3.3	5.4	2.8	0.10	0.48	-	-	-	-

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 違反の内容欄には、表示成分量に対し過不足があった場合は、その成分の過不足量(絶対量)を、その他の違反は、違反事項を示す。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、  
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-24)第2154号	(株)田中建設	田中 亮	宮崎県西白 杵郡日之影 町大字七折 7180	一般	造園工事業	平成26年2月 20日付で廃 業した旨の届	平成26年2月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第6562号	仲摩商事(株)	草野 新平	宮崎県延岡 市出北6- 1599	一般	内装仕上工事業	平成26年2月 25日〃	平成26年2月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第11733号	(有)藤田資材	藤田 善数	宮崎県延岡 市栗野名町 1768	一般	左官工事業	平成26年2月 17日〃	平成26年2月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第11847号	(有)山内重機	山内 悟	宮崎県宮崎 市阿波岐原 町前田2617	一般	水道施設工事業	平成26年2月 5日〃	平成26年2月5日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第385号	二葉設備工業 (株)	黒木 寛	宮崎県宮崎 市清水1- 13-16	一般	土木工事業、管工事業、 水道施設工事業、消 防施設工事業	平成26年2月 17日〃	平成26年2月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第9656号	有村建築	有村 達郎	宮崎県宮崎 市清武町今 泉甲6844- 10	一般	建築工事業	平成26年2月 26日〃	平成26年2月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第11350号	甲斐製材所	甲斐 英光	宮崎県西都 市大字鹿野 田9036-1	一般	建築工事業	平成26年2月 7日〃	平成26年2月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第11898号	宮崎県防水工 事業(同)	長峰 広志	宮崎県宮崎 市橘通東1 -12-5-	一般	建築工事業、大工工事業、 左官工事業、石工 事業、屋根工事業、夕	平成26年2月 4日〃	平成26年2月4日 (全廃業)

			1 コスモ 橋東 203		イル・れんが・ブロッ ク工事業、鋼構造物工 事業、板金工事業、ガ ラス工事業、塗装工事 業、防水工事業、内装 仕上工事業、熱絶縁工 事業、建具工事業		
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-21)第 12722号	大山工務店	大山 信行	宮崎県宮崎 市大字跡江 805-3	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成26年2月 25日〃	平成26年2月25日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-25)第 13126号	(有)永茂組	永住 文一	宮崎県小林 市細野5042	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	平成26年2月 26日〃	平成26年2月26日 (全廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2546号により公告した基本測量（土地条件調査）が平成26年2月28日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、小林市長から次のとおり通知があった。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（目的：路面性状）  
・MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測
- 2 作業地域  
小林市内一円
- 3 作業期間  
平成26年3月24日から平成26年3月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2489号により公告した公共測量（①カラー撮影（デジタル航空カメラ撮影 地上解像度12cm） ②写真地図作成 レベル 1,000）が平成26年3月19日終了した旨、日向市長から通知があった。

平成26年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 監査委員公告

平成26年1月9日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月7日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
宮崎県監査委員 山 口 博  
宮崎県監査委員 横 田 照 夫  
宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

- 1 財政援助団体等を対象とした監査

団体名	監査の結果	講じた措置
学校法人大淀学園（補助団体）	通勤手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。（指摘事項）	監査の結果を受け、学校法人大淀学園では全教職員に対して通勤経路を確認するための地図を添付させた上で再度「通勤届」を提出させ、合理的な通勤経路を認定し、通勤手当の算定を行った。 県では、指摘のあった通勤手当の過払分について時効等を勘案した上、返還手続が適正に行われたことを確認した。
社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）	工事請負について、請負契約約款に定める現場代理人等の通知を受けていないものや検査員が指名されていないものがあった。留意を要する。（注意事項）	宮崎県社会福祉事業団に対し、当該法人の各施設に指摘内容を周知・指導させ、同様の不備があった場合には改善させるとともに、今後は、事務処理において遺漏のないよう適正な事務処理を行うよう指導した。
学校法人宮崎カトリック学園（補助団体）	旅費について、自家用車利用時に同乗者がある場合の加算額を誤り、過払となっているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）	監査での指摘を受け、当該法人に対し、旅費規程において解釈誤りの原因となっている当該部分について、速やかに改正を行わせるとともに、各幼稚園の事務について適正な処理を行うよう指導を行った。 その後に関開かれた理事会において、当該規程の改正が行われたこと及び法人が設置する各幼稚園の関係職員に対し、指摘内容についての周知が行われたことを確認した。

宮崎県農業会議(補助団体)	需用費の支払について、経理規程に定められていない立替払があった。留意を要する。(指摘事項)	予算執行に当たっては、経理規程に基づき適正に事務処理を行うよう指導した。	合(補助団体)	留意を要する。(注意事項)	を行うよう、是正措置を指導した。 今後は、補助事業の本来の目的を十分に認識させ、執行管理体制等の改善を指導することにより、再発防止に努める。	
	臨時職員の通勤手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	監査の結果を受け、過払となっていた通勤手当については、戻入手続を行った旨を確認し、また県単補助金対象であったため、返還手続を行った。 あわせて、通勤手当算定の際には、出勤簿と休暇処理簿の照合を行い、適正な処理を行うよう指導した。		社団法人宮崎県林業公社(出資団体)	公益法人会計システムに係るリース契約について、予定価格調書が作成されていない。留意を要する。(指摘事項)	今後、契約に当たっては、宮崎県財務規則等を十分に確認するとともに、内部チェックを徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。
	旅費について、旅行命令書が作成されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)	今後、旅行命令書の作成漏れがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。		第3期経営計画(改訂計画)に基づき経営改善に向けて取組を始めた初年度であるが、大幅な債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。経営改善に向け、なお一層の努力が望まれる。(要望事項)	林業公社では、平成24年3月に策定した第3期経営計画(改訂計画)に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、平成24年度は、計画を上回る収益を確保でき、計画に沿って経営改善が進んでいる。 引き続き更なる経営改善に向け、現在、県では毎月、公社と協議を行いながら、一体となって計画の確実な実行に努めているところであり、今後とも厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととしている。	
綾町有害鳥獣対策協議会(補助団体)	宮崎県鳥獣被害防止施設緊急整備事業等について、鳥獣被害防止施設の管理委託の契約手続が完了していないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)	鳥獣被害防止施設の適正な施設管理のために、事業実施主体と管理者との間で必要となる管理委託契約が遅れていたものである。 今般の指摘を踏まえ、綾町有害鳥獣対策協議会に対して、管理運営規程の策定と、それに基づく適正な管理委託契約等、事務手続の厳正化を図るよう是正指導を行った。 また、今後、同様の事案の発生防止のために、鳥獣被害対策関係事業に取り組む全ての協議会に対しても、同様の指導を行った。	公益社団法人宮崎県農業振興公社(出資団体)	扶養手当等について、過払となっているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)	過払となっていた扶養手当等について、戻入手続を行った旨を確認した。 あわせて、諸手当の認定に当たっては、チェック体制を強化し、適正な処理を行うよう指導した。	
	有害鳥獣捕獲等の業務委託契約について、契約書に収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	事業実施主体と、有害鳥獣の捕獲活動を行う者との間で締結する業務委託契約についてのものであり、指摘を受け改善が行われたことを確認した。 今後、遺漏が生じないように、事務手続の厳正化を図るよう指導を行った。		路線バスを利用した出張について、旅行命令書を作成していないため、旅費が支給されていなかった。善処を要する。(注意事項)	今後、旅行命令書の作成漏れがないようチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。	
みやざき地頭鶏事業協同組	「みやざき地頭鶏」販売力強化事業費補助金について、事業の執行に相当でないものがあった。	注意を受けた補助金については、「補助金等の交付に関する規則」を遵守し、成果品等の適正な管理運用	宮崎県道路公社(出	一ツ葉道路全線電気設備保守点検業務委託について、予算執行何額を超	本件は、単価契約の業務委託であり、結果的に当初の予算執行何額を超えた支	

資団体 )	えて執行していた。留意を要する。(指摘事項)	払となっていたものである。 今後は、支払累計額が把握できる体制を整えることや、執行累計額が予算執行何額を超える場合には、適切な予算執行何額の変更が行われるよう指導した。			ていなかったものである。 財団の会計規定では「県の財務規則に準ずる」と定めていることから、今後は規則ののっとり、省略が可能なもの以外の契約については予定価格調書を作成することとした。 また、県では上記対応を確認した。
	有料道路の料金徴収業務等委託について、契約書に貼付されている収入印紙の税額が不足していた。善処を要する。(注意事項)	指摘を受けた不足分の印紙については、追加して契約書に貼付してあることを確認した。 今後は、このような不備が生じないようチェック体制の見直し等、適正な事務処理が行われるよう指導した。		公益財団法人宮崎県環境整備公社 (出資団体)	エコクリーンプラザみやざきにおける溶融固化物の有害物質の溶出量と含有量及び化学成分の試験業務委託について、当初及び変更後の設計額を誤っていた。留意を要する。(指摘事項)
宮崎県住宅供給公社 (出資団体)	シティビルまなび野 1～3 号棟エレベーター保守点検業務委託について、予定価格書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)	今後は、当公社の工事請負等契約に関する事務取扱要領及び宮崎県財務規則等を十分に確認するとともに、決裁時のチェック体制を更に充実させ、再発防止に努めるよう指導した。		決算財務諸表について、翌年度に納入する消費税を未払消費税として計上していなかった。留意を要する。(注意事項)	決算財務諸表について、翌年度に納入する消費税を未払消費税として計上するよう指導した。
公益財団法人宮崎県立芸術劇場 (出資団体)	決算財務諸表について、資産の計上に不適当なものがあった。 また、附属明細書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)	指摘を受け、当該財団では次のとおり対応を行った。 本件は、運用財産基金の一部取崩しを年度末に行った際、当該取崩しに係る定期預金の解約手続を年度内に行っていなかったため、貸借対照表の残高と預金口座残高に不突合が生じたものであり、手続が年度内に完結するよう、取崩時期の見直しを行った。 附属明細書については、今後、公益法人会計基準に基づき作成することとした。 また、県では上記対応を確認した。		エコクリーンプラザみやざき管理型処分場 C 区画遮水シート調査業務について、変更後の委託額が契約書省略の基準となる額を超えたにもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。留意を要する。(注意事項)	業務委託を変更する場合に、変更後の委託額が契約書省略の基準となる額を超えたときは、契約書を作成するよう指導した。
	演劇ホール・イベントホール舞台機構修繕工事等について、予定価格調書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	指摘を受け、当該財団では次のとおり対応を行った。 本件は、演劇ホール・イベントホール舞台機構修繕工事等の随意契約に関して、予定価格調書が作成され		エコクリーンプラザみやざき管理型処分場 C 区画遮水シート補修工事について、完成検査後に変更契約を締結していた。留意を要する。(注意事項)	請負工事について、契約内容を変更する場合に、変更契約締結の手続が遅れることのないよう指導した。
			公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター (出資団体)	職員給与規程に基づかない手当の支給が見受けられた。留意を要する。(注意事項)	公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターに対して、給与規程に基づいた適正な事務処理に努めるように指導した。

宮崎県 漁業信 用基金 協会（ 出資団 体）	旅費について、日当の 計算誤りにより支給不足 となっているものがあ った。善処を要する。（注 意事項）	旅費の支給不足分につ いては、支給されたことを確 認した。 今後、再発防止のため、 旅費規程を遵守し、適切な 事務処理を行うよう指導し た。	術推進 機構（ 出資団 体）		なお、同法人に対し、今 後は、適正な会計処理を行 うことを改めて確認した。
	超過勤務手当及び休日 勤務手当について、支給 不足となっているものが 見受けられた。善処を要 する。（注意事項）	超過勤務手当等の支給不 足分については、支給され たことを確認した。 今後、再発防止のため、 給与規程を遵守し、適切な 事務処理を行うよう指導し た。	会計規程に定められた 収支月計表が作成されて いなかった。留意を要す る。（注意事項）		宮崎県建設技術推進機構 から、指摘後直ちに収支月 計表を作成したことの報告 を受けた。 今後は、会計規程に沿っ た処理を行うよう助言した 。
一般財 団法人 宮崎県 水産振 興協会 （出資 団体）	当期収支差額について 、5年連続の赤字となっ ている。引き続き経営改 善に向けた努力が望まれ る。（要望事項）	平成22年度決算が3年連 続の赤字となったことを受 け、平成23年度末に第2期 経営改善計画を、平成24年 度末には同計画の具体的な 実行計画を示した経営改善 アクションプログラムを策 定し実践するよう指導を行 った。 また、本法人は平成25年 4月に一般財団法人へ移行 したことから、併せて継続 事業の実施及び公益目的 支出計画について助言を行 っている。	ジャパ ンプロ テクシ ョン株 式会社 〔宮崎 県東京 学生寮 〕（公 の施設 の指定 管理者 〔指定 管理施 設〕）	東京学生寮における洗 濯機及び乾燥機の設置箇 所について、行政財産の 目的外使用許可の手続が 行われていなかった。善 処を要する。（指摘事項 ）	指摘を受け、指定管理者 に対し、行政財産の目的外 使用許可申請を東京事務所 長に対し行うよう指導し、 許可を受けたことを確認し た。 今後は、指定管理期間中 は毎年確実に申請を行うよ う指導を行った。
一般社 団法人 宮崎県 酪農公 社（出 資団体 ）	平成24年度末現在、債 務超過となっており、そ の額も前年度と比較して 増加している。今年度か ら中期3か年計画により 経営改善に取り組んでい るが、その確実な取組が 望まれる。（要望事項）	平成24年度より、県、都 城市、経済連、畜産協会、 外部アドバイザー、酪農公 社で構成する「宮崎県酪農 公社運営改善チーム」にお いて、平成27年度の単年度 黒字化を目標とした中期3 か年計画を策定し、当該計 画の的確な進行管理を指導 している。 また、あわせて、定期的 な運営状況の把握をはじめ 、管理体制の強化や公社職 員の資質向上などを総合的 に指導することにより、経 営改善に取り組んでいる。	延岡日 向宅建 協同組 合〔延 岡土木 事務所 管内の 県営住 宅13団 地〕（ 公の施 設の指 定管理 者〔指 定管理 施設〕 ）	県営住宅等の維持及び 保全に関する業務につ いて、会計処理が適正でな かった。留意を要する。 （注意事項）	今後は、県営住宅等の維 持及び保全に関する業務に 係る委託料を決算報告書へ 計上し、適正な会計処理に 努めるよう指導した。
公益財 団法人 宮崎県 建設技	通勤手当について、支 給不足となっているもの があった。善処を要する 。（注意事項）	宮崎県建設技術推進機構 から、指摘後直ちに追給処 理を行った旨の報告を受け た。	<p>平成25年4月4日付けで公表した平成24年度包括外部監査結果報告 告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定によ り、次のとおり公表する。</p> <p>平成26年4月7日</p> <p>宮崎県監査委員 宮 本 尊 宮崎県監査委員 山 口 博</p>		

宮崎県監査委員 横 田 照 夫  
宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

- 1 包括外部監査の特定事件  
基金の管理及び運用について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
- (1) 監査意見

ア 宮崎県財政調整積立金及び宮崎県債管理基金共通  
(ア) 財政健全化に向けた取り組みについて

監査の結果	講じた措置
<p>県は「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」を平成23年度からスタートさせ、財政改革に取り組んでいる。平成23年度2月補正後の財源調整のための基金残高実績 492億円は、財政健全化に向けた対策を講じない場合の見込額 373億円はもとより、中期財政見通しによる基金残高見込額の 455億円も大きく上回っており、財政改革は着実に実行されていることは評価できる。今後とも、着実な取り組みを期待したい。</p>	<p>第三期財政改革推進計画を着実に推進することにより、可能な限り収支不足を圧縮し、基金取崩しに頼らない持続性ある財政構造への転換に取り組んでまいりたい。</p>

イ 宮崎県21世紀づくり基金  
(ア) 今後のあり方について

監査の結果	講じた措置
<p>ここ5年間で基金の利用はない。将来発生が予想される南海トラフ地震に対する備えとしての防災施設の整備等に本基金が活用されることも考えられる。防災計画がまとめられた後は、県有施設の整備に対応した計画的な積み立てが必要になってくるものと思われる。</p>	<p>本基金は、大規模な県有施設の整備等を図ることを目的としており、今後とも、本基金の設置目的等を踏まえつつ、適正な管理に努めてまいりたい。</p>

ウ 宮崎県県有施設維持整備基金  
(ア) 計画的な造成・取崩しの必要性について

監査の結果	講じた措置
<p>本基金は、結果として財政2基金のような財政調整の役割をしている側面もある。本基金は年度によって変動が大きく今後は計画的な造成取崩しが必要と思われる。</p>	<p>本基金は、県有施設の機能を維持するための改築等を行うことを目的としており、今後とも、本基金の設置目的等を踏まえつつ、計画的な基金の活用に努めてまいりたい。</p>

エ 宮崎県林業担い手対策基金  
(ア) 滞留貸付金の回収について

監査の結果	講じた措置
<p>基金の使途事業の1つで後継者育英資金貸与事業を行っているが、滞留貸付金が生じている（貸付総額の約1%）。関係町村に適切な返還事務を実施するように働きかけているとのことである。窓口が市町村であるので直接的な回収</p>	<p>未返還が生じている市町村に対して、未返還者への対応状況の聞き取りを行うとともに、回収に向け取組を強化するよう指導を行った。今後とも、未返還金の回収に向けて市町村への指</p>

業務はできにくいと考えられるが、今後も返還が確実にされるよう市町村への働きかけを継続していくことが望まれる。

導に努めてまいりたい。

オ 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金  
(ア) 奨学金事業における今後の回収・管理について

監査の結果	講じた措置
<p>県の実施している奨学金事業全体では多額の滞納が発生しているとのことである。返済金が新たな奨学金の原資にもなるので今後の回収、管理には十分な注意が必要と考える。</p>	<p>本基金は、経済・雇用状況の急激な悪化や東日本大震災により被災した児童生徒等の就学等を支援することを目的に、平成27年6月までの臨時的措置として国からの交付金により全都道府県に造成されているものである。</p> <p>同基金を活用した奨学金事業については、依然として経済・雇用情勢が厳しく、貸与希望者も多い状況にあり、継続的に事業を実施する必要があることから、引き続き返還金の回収率の向上に取り組み安定的な運営に努めてまいりたい。</p> <p>なお、育英資金貸与事業全体については、国から事業を移管されたことによる返還者数の増加に伴い滞納額も増えており、専門職員の増員による催促等の強化、口座振替制度の導入、架電催促業務の外部委託や法的措置等、返還率の向上に取り組んでいるところである。</p>

カ 宮崎県美術品等取得基金  
(ア) 美術品等取得手続の継承の重要性和基金残高について

監査の結果	講じた措置
<p>平成15年度以降は、美術品等の取得実績はない。美術品等の取得には相当の知識と経験が必要であり、担当者間で確実に継続していくことが重要と思われる。</p> <p>また、基金残高が3億円に設定されているが、基金残高の適切性は検討の余地があると考えられる。</p>	<p>平成25年度は、備品購入費により美術品を取得することとしており、その中で知識と経験を継承してまいりたい。</p>

**選挙管理委員会告示**

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の

組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年 3 月17日現在次のとおりである。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,500人  
 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,624人

**宮崎県選挙管理委員会告示第22号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年 3 月17日現在次のとおりである。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,275人

**宮崎県選挙管理委員会告示第23号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人財団西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地	平成26年 3 月28日

**宮崎県選挙管理委員会告示第24号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成26年 4 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
社会福祉法人星空の都特別養護老人ホーム星空の都ひゅうが	名称	新	社会福祉法人星空の都特別養護老人ホーム星空の都ひゅうが
		旧	社会福祉法人一寿会特別養護老人ホーム日向園

# 海区漁業調整委員会指示

## 宮崎海区漁業調整委員会指示第 106号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成26年 4 月 7 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

- 1 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業（以下「かさご延縄漁業」という。）による年間の漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

地区	操業区域	漁獲量の上限 (トン)
県北	共同漁業権第 1 号から第 9 号以内	4.1
児湯	共同漁業権第 9 号から第12号以内	0.7
中部	共同漁業権第13号及び第14号以内	2.4
県南	共同漁業権第14号から第18号以内	2.4
計		10.6

- 2 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限の 8 割に達した場合又は委員会が必要と認めた場合には、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。
- 3 かさご延縄漁業の承認を受けた者は、1 の漁獲量の上限に達したとして委員会が通知したときは、当該漁業の操業を停止するものとする。
- 4 この指示の有効期間は、平成26年 4 月15日から平成27年 3 月31 日までとする。

## 正 誤

平成26年 3 月24日付け県公報（第2575号）中

ページ	段	行	誤	正
5	右	23	平成25年 3 月24日	平成26年 3 月24日